

第9章

生命保険と税金

1 生命保険と税金のかかわり	137
2 保険金・給付金等を受け取った場合	
1. 非課税の保険金・給付金	137
2. 課税される保険金・給付金	137
3. 死亡保険金	137
4. 満期保険金	138
5. 個人年金保険の年金	138
6. 解約返戻金	138
7. 名義変更の場合	138
8. 生命保険会社から税務署への資料提出	139
3 生命保険の保険料と税金	
1. 生命保険料控除	139
2. 生命保険料控除証明書	139
3. 生命保険料控除の対象	140
4. 生命保険料控除が受けられる契約の範囲	140

法律では、税理士以外が無償であっても税務相談に応じることを禁じています(税理士法第2条1項3号、第52条)。税理士以外が税金の相談に応じる場合、納税者の個別の税額計算を行うべきではなく、一般的な説明にとどまります。相談者へは税理士や税務署に確認するよう勧めることが大切です。

第9章 生命保険と税金

1 生命保険と税金のかかり

- 生命保険と税金が関わる場面を大別すると、次の2つがあります。

税金と関わる場面	内 容
保険金・給付金、年金、解約返戻金等の受取り	相続税、贈与税、所得税・住民税のいずれか（または複数の課税対象となる場合がある）
保険料の払込み	契約者（保険料負担者）が所得税・住民税の納税者のとき、税負担が軽減される生命保険料控除制度がある

解説中に所得税、源泉徴収、源泉分離課税と記載がある場合、平成49年までは復興特別所得税（2.1%）を含みます。

2 保険金・給付金等を受け取った場合

1. 非課税の保険金・給付金

- 所得税法上、生命保険契約による給付のうち、身体の傷害（病気を含む）に基づいて被保険者（またはその配偶者や直系血族あるいは生計を一にするその他の親族）が受け取るものは非課税です。具体的には次のような保険金・給付金が該当します（所得税基本通達9-21など）。

入院給付金、手術給付金、通院給付金、退院給付金、障害保険金（給付金）、特定損傷給付金、がん診断給付金、特定（三大）疾病保険金、先進医療給付金、高度障害保険金（給付金）、リビング・ニーズ特約保険金、介護保険金（一時金、年金） など

非課税で受け取った保険金・給付金が相続財産として引き継がれる場合は、相続税の課税対象となります。

- ※確定申告で所得税・住民税負担が軽減される「医療費控除」を受ける場合、支払った医療費から、その医療費に関して受けた入院・手術給付金などの給付額を差し引いて申告することになります。

2. 課税される保険金・給付金

- 契約形態（契約者・被保険者・受取人の関係）と保険金などの種類により、課される税金の種類が異なります。
- 税金の種類や保険金額によっては、計算の結果、課税される金額がゼロとなることもあります。

課税関係において、契約者とは名義上の契約者ではなく、保険料負担者でみます（本書では契約者＝保険料負担者として記載しています）。

3. 死亡保険金

①一時金で受け取る場合

契約形態	例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
㊸ 契約者＝被保険者かつ、 契約者≠受取人	夫	夫	妻	相続税 相続人が死亡保険金を受け取る場合、死亡保険金の合計額のうち「法定相続人数×500万円」が非課税扱いになります（相続税法第12条5号）。
㊹ 契約者＝受取人	夫	妻	夫	所得税（一時所得）+住民税
㊺ 契約者≠被保険者かつ、 契約者≠受取人	夫	妻	子	贈与税

㊸の場合、相続税法上は「みなし相続財産」として相続税の課税対象となりますが、保険金は受取人固有の財産であり、相続を放棄した場合でも死亡保険金を受け取れます。

収入保障保険
参照 30ページ
 収入保障(生活保障)
 特約
参照 43ページ

所得税(一時所得)+
 住民税について:保険
 期間5年以内の一時払
 養老保険等は金融類
 似商品に該当し、満期
 時の受取額と払込保
 険料の差額に対して
 20.315%(所得税
 15%、復興特別所得
 税0.315%、住民税
 5%)の源泉分離課税
 となります。

契約者と被保険者が異なる契約で、契約者が保険期間中に死亡した場合は、契約者死亡時点で「生命保険契約に関する権利」として、解約返戻金相当額が相続税の課税対象となります。

②年金として受け取る契約の場合

- 収入保障保険、収入保障特約の場合、契約者と年金受取人が異なるときは年金受給権が相続税または贈与税の課税対象となります。その後、2年目以降に受け取る年金のうち、相続税または贈与税の課税対象とならなかった部分について所得税(雑所得)・住民税の課税対象となります。契約者と年金受取人が同一人であれば受け取る年金は所得税(雑所得)・住民税の課税対象となります。

4. 満期保険金

契約形態	契約者(例)	被保険者(例)	受取人(例)	税の種類
契約者=受取人	夫	妻	夫	所得税(一時所得)+住民税
契約者≠受取人	夫	妻	妻	贈与税

5. 個人年金保険の年金

- 毎年受け取る年金は雑所得として、所得税および住民税の課税対象となります。
- 契約者と年金受取人が異なる場合、年金受給権の評価額が年金開始時点で贈与税の課税対象となります。なお、毎年の年金は所得税(雑所得)・住民税の課税対象となりますが、2年目以降に受け取る年金のうち、贈与税の課税対象とならなかった部分について課税される形となります。
- 年金額からその年金額に対応する払込保険料を控除した額が25万円以上の場合、その金額の10.21%が所得税(雑所得)として源泉徴収されます。年金受取人が受け取る金額は、源泉徴収後のものです。ただし、契約者と年金受取人が異なる場合は、源泉徴収されません。

6. 解約返戻金

- 解約返戻金と払込保険料の差額が、一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。
- 次の契約を契約後5年以内に解約した場合、金融類似商品として源泉分離課税の対象となり、受取額と払込保険料との差額に対して20.315%(所得税+住民税)が課税されます。

一時払養老保険、一時払変額保険(有期型)、一時払変額個人年金保険・個人年金保険(いずれも確定年金の場合)

7. 名義変更の場合

- 保険期間の途中で、契約者や受取人を変更しても、その時点で課税はされませんが、保険金等を受け取った時の課税関係が変わります。
- 保険金等支払事由が生じた時、変更前と変更後に分けて課税されます。

(名義変更例)

名義変更	契約者(例)	被保険者(例)	受取人(例)	
			死亡保険金	満期保険金
前	夫	妻	夫	夫
後	↓ 妻	妻	夫	↓ 妻

上記のとおり名義変更した場合の課税関係

	死亡保険金にかかる税金 (受取人:夫)	満期保険金にかかる税金 (受取人:妻)
前契約者(夫)の負担した保険料に相当する部分	所得税(一時所得) 住民税	贈与税
新契約者(妻)の負担した保険料に相当する部分	相続税	所得税(一時所得) 住民税

マイナンバー制度の導入により、平成28年1月以降の支払いから「受取人」と「契約者」のマイナンバーをそれぞれ支払調書等に記載して提出することが生命保険会社に義務づけられています。

8. 生命保険会社から税務署への資料提出

- 生命保険会社は、保険金等を支払う際に支払調書を税務署に提出するよう定められています(所得税法第225条、相続税法第59条)。

〈提出が必要な場合〉

保険金、解約返戻金等の一時金：

金額が100万円を超えるもの

年金：年金支払額が年20万円を超えるもの

※保険金、年金ともに支払金額であり、課税所得金額ではありません。

※契約者と年金受取人が異なる場合等は支払金額にかかわらず提出されます。

支払調書の記載例(保険金など一時金の場合)			
平成28年分 生命保険契約等の一時金の支払調書		(記入例)	
保険金等受取人	住所	氏名又は名称 個人番号又は法人番号	文化 千太
保険契約者等(又は保険料等)の払込人	(居所)又は所在地	氏名又は名称 個人番号又は法人番号	文化 千太
被保険者等	所在地	氏名又は名称	文化 千太
保険金額等	増加又は増増保険金額等	未払利益配当金等	貸付金額、同未収利息
5,000,000円		200,000円	
未払込保険料等	前納保険料等戻金	差引支払保険金額等	既払込保険料等
		5,200,000円	3,200,000円
保険事故等	満期	保険事故等の発生日	28年4月1日
保険等の種類	養老	保険金等の支払年月日	28年4月1日
		(摘要)提出日	平成28年5月10日
保険会社等	所在地	東京都千代田区丸の内3-4-1	
	名称	文化生命保険株式会社 (電話)03-○○○○-○○○○ 法人番号	
整理欄	①	②	

【参考】保険金や年金を受け取っても確定申告が不要な場合

特別控除や必要経費を差し引いた所得金額が以下の場合、確定申告が不要となります。

- ①給与の収入金額が2,000万円以下の給与所得者で、給与所得・退職所得以外の所得金額が20万円以下の場合。
- ②公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合。

※20万円に源泉分離課税となる利子所得、配当所得、割引債の償還差益、金融類似商品等は含みません。

※医療費控除等で所得税の還付を受けるために確定申告をする場合は、20万円以下の所得も申告する必要があります。

3 生命保険の保険料と税金

1. 生命保険料控除

- 払い込んだ生命保険の保険料のうち一定額が所得控除の対象となり、所得税と住民税が軽減されます。
- 所得控除を受けられるのは保険料負担者です。そのため、専業主婦が契約者で保険料負担者がその夫の場合、夫の所得控除とすることができます。
- 1月1日～12月31日に払い込んだ保険料が対象になります。
- 保険料を一時払で契約した場合は、保険料を払い込んだ年に限り控除の対象となります。
- 損害保険会社と契約している医療保険やがん保険なども生命保険料控除の対象となります。

2. 生命保険料控除証明書

- 生命保険料控除証明書は、10月ごろ生命保険会社から送付されるのが一般的です。
- 年に1度送付される「ご契約内容のお知らせ」に、控除証明書を添付している生命保険会社もあります。
- 紛失した場合などは、生命保険会社に再作成(送付)を依頼できます。
- 10月1日以降に契約した場合、第1回保険料充当金領収証をもって生命保険料控除の証明書として送付している生命保険会社もあります。

※生命保険料控除証明書は、生命保険料控除の手続き上必要です(年末調整により手続きをする会社員の場合、団体扱の契約については一般的に証明書は不要です)。

〈新制度の場合〉

それぞれの控除の適用限度額は所得税4万円、住民税2万8千円で、3つの控除を合計した適用限度額は所得税12万円、住民税7万円です。

〈旧制度の場合〉

それぞれの控除の適用限度額は所得税5万円、住民税3万5千円で、2つの控除を合計した適用限度額は所得税10万円、住民税7万円です。

〈新旧制度を併用する場合〉

適用限度額は所得税12万円、住民税7万円です。

団体信用生命保険、財形保険、保険期間が5年未満の貯蓄保険などは生命保険料控除の対象外です。

3. 生命保険料控除の対象

- 生命保険料控除は平成24年1月1日以降に結んだ契約(以下「新制度」と平成23年12月31日以前に結んだ契約(以下「旧制度」)で以下の通り分類されます。

旧制度	新制度	内容
一般生命保険料控除	一般生命保険料控除	生存または死亡に基因して一定額の保険金、その他給付金が支払われる契約の部分の保険料
	介護医療保険料控除	入院・通院等に伴う給付部分の保険料
(旧)・(新)個人年金保険料控除		個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等の保険料

- 旧制度の契約でも、更新や特約の中途付加等をした場合は以後の保険料(契約全体)が新制度の対象となります。
- 新制度では保障内容により、主契約や特約ごとに3つの控除に分類されます。また身体の傷害のみに基因して保険金が支払われる傷害特約などの保険料は控除の対象外(旧制度では一般生命保険料控除の対象)です。そのため、生命保険料控除証明書に記載されている保険料合計額と、実際に支払った保険料合計額が相違する場合があります。
- 主契約や特約が3つの控除のどれに該当するかは保障内容によります。例えば「医療」「介護」と名のつく主契約や特約でも、一般生命保険料控除の対象になることがあります。

4. 生命保険料控除が受けられる契約の範囲

①一般生命保険料控除・介護医療保険料控除

保険金受取人が、契約者本人、配偶者、その他の親族(6親等以内の血族、3親等以内の姻族)である必要があります。

②個人年金保険料控除

個人年金保険料税制適格特約を付加するには、次の条件をすべて満たす必要があります。

- 年金受取人が契約者本人か配偶者のいずれかであること
- 年金受取人が被保険者であること
- 保険料払込期間が10年以上であること(一時払は不可)
- 年金の種類が確定年金や有期年金の場合は、年金開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、受取期間が10年以上であること

個人年金保険料税制適格特約を付加した場合、契約内容について制限される事項があります。

- 個人年金保険料税制適格特約のみを解約することはできない
- 契約後10年間は払済年金保険に変更できない
- 減額した場合の解約返戻金はその時点で受け取れず、年金原資として積み立てられる
- 特約の解約をした場合、解約返戻金は年金額の増額に充てられるため解約返戻金として受け取ることができない
- 配当金は生命保険会社に積み立てて年金額の増額に充てられるため、自由に引き出すことができないなど